

件名	森林組合に対する補助金の支払いについて
受付日	令和元年12月25日
ご意見・ご提案の概要	過去に補助金の不適正受給を行った森林組合に対して、その後も補助金が支払われているのはどういうことか。県民に対して納得のいく説明をしてほしい。
県の考え方	<p>このたびご指摘をいただいた森林組合に対しては、再発防止対策を提出させたくうえで補助金を交付し、定期的に取り組み状況を確認しております。</p> <p>なお、令和元年12月に実施された会計検査院による検査では、受検した森林組合において補助金の不適正受給は確認されませんでした。</p>
担当課	林政部 森林整備課